

三重県食品の自主衛生管理認定制度

衛生管理向上プログラムとHACCP手法認定プログラムの2段階の衛生プログラムから成り立っています。

認定証

衛生管理向上プログラムに半年以上取り組み、基準表2と3がそれぞれ90点以上を確認できた施設を認定します。

HACCP手法認定プログラム

基準表2

HACCP12手順のうち手順1から手順5に取組みます。

基準表3

HACCP12手順のうち手順6から手順12(7原則)に取組みます。

終了証

衛生管理向上プログラムに半年以上取り組み、基準表1で90点以上を確認できた施設に修了証を発行します。

衛生管理向上プログラム

プログラム1: 基準表1(1)

「食品衛生の措置基準等に関する条例」で定められた清掃・消毒の徹底や、食品の衛生的な取扱い等、基本的なプログラムに取組みます。

プログラム2: 基準表1(2)

記録の作成や教育訓練などのプログラムに取組みます。

プログラム3: 基準表1(3)

手順書の作成などに取組みます。

